

宮城県監査委員告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。

平成18年9月8日

宮城県監査委員 菊地 浩  
宮城県監査委員 藤原 範典  
宮城県監査委員 阿部 徹  
宮城県監査委員 谷地森 涼子

記

1 監査委員の報告日

平成18年7月28日

2 通知のあった日

宮城県知事 平成18年8月30日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 大崎地域子どもセンター（旧古川地域子どもセンター）

イ 監査委員の報告の内容

民生費負担金において、電話による督促や家庭訪問を実施するなど収入未済を解消する努力が見られるものの、収入未済が増加し、多額となっているので、今後の収納促進と収入未済の発生防止対策を講じる必要がある。

（内容）

・平成17年度収入未済額

現年度分 5,119,970円

過年度分 13,828,020円

合計 18,947,990円

・平成16年度収入未済額

現年度分 4,796,160円

過年度分 13,504,330円

合計 18,300,490円

ロ 措置の内容

未納者に対しては、引き続き毎月督促状を送付し、その後、電話（電話のない家庭に

は文書)や頻回の家庭訪問による納入指導を行っている。更に負担金納入推進強調月間(9~11月)には、担当のみでなく地区担当児童福祉司、班長も含め指導を強化している。

今後については引き続き、入所退所時に保護者に対し納入義務の履行について徹底を図るほか、パンフレットを作製配布し、更なる徹底を図る。また、未納者の生活状況をきめ細かく把握の上、保護者等の年金受給時、給料日等の家庭訪問を通し、効果ある納入指導に努めていく。

## (2) 宮城障害者職業能力開発校

### イ 監査委員の報告の内容

入寮者負担金において、調定遅延が認められたので、今後再発しない対策を講じる必要がある。

(内容)

入寮者負担の食事代及び光熱水費を毎月徴収していたにもかかわらず、年度末に一年分を一括調定し、収入としていたもの。

- ・金額 1,583,910円
- ・調定すべき日 毎月(入寮者自己負担金徴収時期)

### ロ 措置の内容

毎月徴収している入寮者負担金について調定遅延が起らないよう月毎に確認できるチェック表を作成し、班員等相互に確認することで再発防止に努めている。

## (3) 拓桃医療療育センター

### イ 監査委員の報告の内容

診療報酬医事業務委託業者の元派遣社員による患者一部負担金の着服が認められたので、今後再発しないよう対策を講じる必要がある。

(内容)

- ・委託業者の元派遣社員が、患者から正規の自己負担金を受領した後に、診療報酬データを改ざんするなどし、県に対して虚偽の報告を行ったことにより、受領額の差額又は全額を着服していたもの。
- ・県が開発し稼働している診療報酬システムの運用と医事事務を業者に委託していたところ、委託業務を監督する県職員が行うべき、現金の出納管理及び派遣職員の業務管理が十分に行われていない状況にあったもの。

県が被った損害額 5,669,740円  
(対象期間：平成14年4月~平成18年2月)

### ロ 措置の内容

- ・職員が毎日、窓口用現金(5万円)を金種別に確認することとした。

- ・請求書兼領収書（控えを含む）用紙に通し番号を付番した。
- ・現金の両替は職員が行うこととした。
- ・キャッシュレジスターを設置し，全ての現金領収リストの出力を可能にし受領現金と領収書の確認を確実に行うようにした。
- ・1日の外来診療分の個別調定額と受領現金の照合作業を綿密に行うこととした。
- ・収納は窓口での現金か現金書留しか調定しなかったものを，全て調定するように改めた。納入通知書を発行し最寄りの県指定金融機関で納入できるようにした。
- ・業務委託会社に対し身元の確実な職員を派遣するよう要請し，派遣させるとともに業務の正確さを期するため，随時，会社から指導職員を投入している。
- ・被害額を会社の協力も得て調査・確認し，県の請求どおり利息を含め全額を納入させた。
- ・県は平成18年7月6日付けで委託会社に対する9ヶ月間の指名停止処分を公表した。